

保護者様

さいたま市教育委員会
さいたま市立土合小学校長気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。
気象庁より、令和8年5月28日(木)から新たな防災気象情報の運用を開始する旨の
発表がありました。

つきましては、これに伴い、さいたま市立学校における一斉臨時休業の基準について、
下記のとおり変更いたします。内容を御確認いただき、今後の対応に御留意くださいます
ようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台 が発表する本市 域を対象とした 気象警報のうち 右に該当するも の	<警戒レベル5相当> 特別警報 (大雨・氾濫・暴風・ 暴風雪・大雪)	<u>午前6時</u> の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続 中の場合 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現 象となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	<警戒レベル4相当> 危険警報 (大雨・氾濫)	
	<警戒レベル3相当> 警報 (暴風・暴風雪)	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校
安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確
認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいた
しません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の
安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることが
あります。
- (3) 市立高等学校については、通学範囲が広域であるため、各学校で判断します。

担当 教頭
電話 862-5156<一斉臨時休業の基準についての問い合わせ>
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 829-1679